

掛川市規則第25号

掛川市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年12月18日

掛川市長

(別紙)

掛川市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市火災予防条例施行規則（平成17年掛川市規則第133号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「第14号」を「第16号」に改め、同項第3号中「第15号」を「第17号」に改め、同項第4号中「第16号」を「第18号」に改める。

様式第8号中

「
燃料電池発電設備
発電設備
変電設備設置
蓄電池設備
届出書
」

を

「
急速充電設備
燃料電池発電設備
発電設備
変電設備設置
蓄電池設備
届出書
」

に改め、同様式（注）2中「欄には」の次に「、急速充電設備」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。